

ドナーミルク利用支援事業交付要綱

令和7年3月31日6保医医救第1554号

(目的)

第1 この要綱は、ドナーミルク利用支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づく補助金の交付に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2 実施要綱第3に定めるとおりとする。

(補助金の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

1 ドナーミルク使用料支援事業

別途知事が定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。

2 ドナー登録施設支援事業

補助対象施設において母乳バンクのドナー登録に必要な問診・検査等を行った場合に、1件あたり、3千円を交付する。

(補助金の申請)

第4 補助金の申請については、次のとおりとする。

補助金の交付に際しては、別に定める期日までに、ドナーミルク使用料支援事業については別紙第1号様式、ドナー登録施設支援事業については別紙第2号様式によって行うものとする。

(交付決定及び通知)

第5 知事は、交付申請の内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

(変更申請手続)

第6 申請者は、この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に基づき、別に定める期日までに行うものとする。

(申請の撤回)

第7 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容

若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (2) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

4 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、8の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

5 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

6 実績報告

補助事業者は東京都の会計年度が終了したとき、ドナーミルク使用料支援事業については別紙第3号様式、ドナー登録施設支援事業については別紙第4号様式によって、事業実績報告書を指定する期日までに知事に提出しなければならない。

7 補助金の支払い等

- (1) 都は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、その内容を審査の上、適正と認められる場合は補助金を支給する。
- (2) 都は、前項に定める審査のため、必要に応じて対象医療機関に対し、調査、報告その他の措置を求めることができる。
- (3) 対象施設は、前項に定める調査、報告その他の措置の求めがあったときは、これに応じなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のアからウのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 前項の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

9 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

10 違約加算金及び延滞金

(1) 9の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 違約加算金の計算

知事が前項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

12 延滞金の計算

知事が10の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

13 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第9 特別の事情により、第3、第4、第6、第7、第8の6に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。